

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

[TOP > 組織 > 指導監査課](#)
[TOP > 分野 > 介護・福祉サービス事業](#)
[TOP > 属性 > 許認可・指導・監査](#)

令和4年度函館市介護保険施設等集団指導資料

2023年3月30日

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場に参集しての実施は見送ることとします。

こちらに掲載した資料をしっかりと確認し、業務の参考としてください。

集団指導の受講確認を電子申請システムにより行いますので、事業所内で資料を周知・確認したあとに

こちらに従って受講確認を提出してください。

受講確認を提出しない場合、実地指導の対象となる場合があります。

(以下資料)

(1) 実地指導における主な指摘事項について

令和4年度に実施した実地指導で指摘した主な事項です。各事業所で指摘事項に該当するものがないか再確認し、適切ではない事項がある場合は早急に改善してください。

毎年同じ指摘をしている事項もありますので、特に共通事項はしっかりと確認してください。

令和3年度制度改正で新設された項目（感染症対策、業務継続計画、高齢者虐待防止、ハラスメント対策）について、ハラスメント対策以外は令和6年3月31日まで経過措置期間が設けられており、指摘事項とはしていませんが、

取り組むべき内容等について「全サービス共通」の中でお示ししていますので、業務の参考としてください。

資料1	実地指導における主な指摘事項について
-----	------------------------------------

(2) 介護サービス事業所事故報告について

令和3年度に市に報告のあった事故の集計です。再発防止の参考としてください。

介護事業所等から市への事故報告は、資料2-3の取扱要領に基づいて行っていますので、報告対象となる事故等について改めて確認してください。

事故報告の目的は再発防止ですので、報告書を作成する際は、事故の原因究明と再発防止策についてしっかりと検討・記載するようお願いします。

資料2-1	令和3年度介護サービス事業所事故報告集計結果（令和3年度と令和2年度比較）
資料2-2	事故報告について
資料2-3	社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

(3) 高齢者虐待の防止について

平成30年度から令和3年度までの高齢者虐待件数の推移、令和3年度制度改正で新設された「虐待防止の推進」に関する内容のほか、実際に函館市内で発生した虐待事例を紹介しています。

市のホームページ上で虐待対応支援マニュアルを公開していますので、指針作成などの参考としてください。

出典元：函館市HP